

2019 年度

コンクリート技士試験 コンクリート主任技士試験

受験のご案内

公益社団法人 日本コンクリート工学会

この試験制度は、コンクリートの製造、施工等に携わっている技術者の資格を認定して技術の向上を図るとともに、コンクリートに対する信頼性を高め、建設産業の進歩・発展に寄与することを目的として、昭和 45 年度に創設されました。そして昭和 59 年度から別記の登録研修制度を新設し、この制度のより一層の普及・向上を図ることといたしました。

この試験による認定資格は、「コンクリート技士」および「コンクリート主任技士」の 2 種類です。「コンクリート技士」は、コンクリートの製造、施工、配(調)合設計、試験、検査、管理および設計など、日常の技術的業務を実施する能力のある技術者とします。「コンクリート主任技士」は、コンクリート技士の能力に加え、研究および指導などを実施する能力のある高度の技術を持った技術者とします。現在、多数の方々が資格を取得され、コンクリートの製造、施工等の第一線において活躍し、各方面から高い評価を得ておられます。

ご承知のように、コンクリートは社会生活の基盤づくりに不可欠な建設材料です。そして、近年の技術の進歩に伴い年々高度化、巨大化、多様化するコンクリート工事に対応し、また、コンクリートの耐久性などに関する信頼性を高めるためにも、今日ますますコンクリートに関する幅広い知識と豊かな経験を有する技術者が多く求められております。

コンクリート技士およびコンクリート主任技士は、別掲(次頁参照)のように、国土交通省：土木工事共通仕様書等において「コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者」と規定されているほか、土木学会「コンクリート標準示方書」、日本建築学会「建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事」において、「コンクリート構造物の施工に関して十分な知識および経験を有する専門技術者」と位置づけられております。

また、コンクリート技士、主任技士の資格は、コンクリート診断士試験の受験資格要件の一つとなっております。

このように、コンクリート技士、コンクリート主任技士の評価は着実に高まっております。

コンクリート技術者の方々は、ふるってコンクリート技士・コンクリート主任技士試験に挑戦し、その資格を取得され、活躍の場を拡げられるようお奨めいたします。

各種仕様書類におけるコンクリート技士・コンクリート主任技士に関する記述の一部

国土交通省：土木工事共通仕様書 平成 30 年 3 月

第 1 編 共通編

第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 3 節 レディーミクストコンクリート

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 9 日公布法律第 95 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。

2017 年制定 土木学会コンクリート標準示方書

[基本原則編]

4 章 技術者の役割

4.1 一般

〈中略〉

- (3) コンクリート構造物の計画、設計、施工、維持管理にあたっては、対象となる構造物の重要度、規模、工事の難易度等に応じたコンクリートに関する技術的能力を有する技術者を、発注機関側、請負側、および、設計業務確認者または工事監理者の中にそれぞれ配置することを原則とする。

解説 (3) について

〈中略〉

コンクリート専門技術者に必要な資格として、土木学会認定技術者資格のうち 1 級土木技術者、またはこれと同等以上の技術力を有するものが望ましいが、工事の規模等により必ずしもこの条件に限るものではない。また、コンクリート専門技術者はコンクリートに関する専門的な知識と経験を有していることが必要となるため、技術士、1 級土木施工管理技士、コンクリート主任技士、コンクリート診断士、プレストレストコンクリート技士、コンクリート構造診断士などの資格を有するか、これらと同等の技術力を有することが望ましい。

〈以下、略〉

《参考》

1.4 用語の定義

〈中略〉

コンクリート専門技術者：コンクリート構造物に関する広範で高度な知識と豊富な実務経験を有し、その計画、設計、施工ならびに維持管理において適切な技術的判断ができ

る技術者。

〈以下、略〉

解説 コンクリート専門技術者について

コンクリート専門技術者は、工事の規模、重要度、業務の内容等に応じ、土木学会資格では 1 級土木技術者、国、公的機関の資格では、技術士、1 級土木施工管理技士、コンクリート主任技士、コンクリート技士、コンクリート診断士、プレストレストコンクリート技士、コンクリート構造診断士のほか、各種基幹技術者またはこれらと同等以上の技術力を有するものとする。〈以下、略〉

[施工編]

[施工編：本編]

4 章 施工

4.1 一般

- (1) 施工者は、施工計画に従ってコンクリート構造物を施工する。
- (2) 施工者は、コンクリート構造物の施工に関して十分な知識および経験を有する技術者を現場に常駐させ、その指示の下で施工する。
- (3) 施工において施工計画が遵守できない場合、施工者は、責任技術者の指示に従い、構造物に設計で要求される性能が確保されるように、適切な措置を講じる。

解説 (2) について

〈中略〉

ここでいう技術者とは、工事の規模、重要度、業務の内容等に応じ、土木学会認定技術者資格のうち 1 級土木技術者、土木施工管理技士、コンクリート主任技士、コンクリート技士、各種専門工事の基幹技能者またはこれらと同等以上の技術力を有する者であり、工事の実施にあたっては、それぞれの技術者の責任と権限の範囲を明確にしておく必要がある。

4.7 試し練り

4.7.1 一般

- (1) 配合条件を満足するコンクリートが得られるよう、試し練りによって、コンクリートの配合を定めなければならない。

解説 (1) について

〈中略〉

試し練りは、必要に応じて、コンクリート主任技士、コンクリート技士、あるいはこれらの資格相当の能力を有する技術者の指示のもとで実施する。

6章 検査

6.1 一般

- (2) 検査は、検査計画に従い、発注者の責任において行う。

解説 (2) について

〈中略〉

検査の責任者は、発注者またはその代理人とし、土木学会認定技術者資格のうち上級土木技術者、技術士（コンクリートを専門とする者）、コンクリート主任技士またはこれらと同等以上の能力を有する者であることが望ましい。

[施工編：施工標準]

5章 製造

5.1 一般

- (4) コンクリートの製造においては、製造に対する知識と経験が豊富な技術者を配置し、コンクリート材料、コンクリートの品質管理および製造設備のメンテナンスを適切に行わなければならない。

解説 (4) について

〈中略〉

コンクリートは、様々な要因により品質が変動するため、これを製造する技術者は、コンクリートの品質や製造に関する専門的な知識と経験を有することが重要である。たとえば、コンクリート主任技士やコンクリート技士等の資格を持つ技術者が常駐し、品質管理を行うことが重要である。

6章 レディーミクストコンクリート

6.2 工場の選定

- (2) レディーミクストコンクリート工場は、JIS認証品を製造する工場のうち、全国生コン

リート品質管理監査会議から[㊦]マークを承認された工場から選定しなければならない。

解説 (2) について

〈中略〉

このような状況を鑑み、この〔施工編：施工標準〕では、レディーミクストコンクリート工場の選定にあたっては、JIS認証品を製造する工場のうち、コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格をもつ技術者、あるいはこれらと同等以上の知識と経験を有する技術者が常駐し、配合設計や品質管理を適切に実施できる、全国生コンクリート品質管理監査会議から[㊦]マークを承認された工場から選定しなければならないとした。

〈以下、略〉

[施工編：検査標準]

5章 レディーミクストコンクリートの検査

- (3) レディーミクストコンクリートの検査は、表5.1.1によることを標準とする。

表 5.1.1 コンクリートの受入れ検査

項目	検査方法	時期・回数	判定基準
フレッシュコンクリートの状態	コンクリート主任技士やコンクリート技士またはそれと同等の技術を有する技術者による目視	荷卸し時 随時	ワーカビリティが良好で、性状が安定していること
〈以下、略〉			

[施工編：特殊コンクリート]

12章 工場製品

12.1 一般

- (2) 所要の品質を有する工場製品が得られるように、材料、配合、練混ぜ、補強材の配置、成形および養生等について特に注意して製造しなければならない。また、運搬および保管等においては、工場製品の品質が損なわれないようにしなければならない。

解説

〈中略〉

工場製品を製造する工場には、日本コンクリート工学会認定のコンクリート主任技士、コンクリート技士等の資格をもつ技術者、工場製品関係の協会認定した、たとえば、土木用コンクリートブロック技士、コンクリート製品製造管理士等をもつ技術者を常駐させ、その指導のもとで製造することが望ましい。

日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事 2018

6節 コンクリートの発注・製造および受入れ

6.2 レディーミクストコンクリート工場の選定

- a. 施工者は、工事開始前に工事現場周辺のレディーミクストコンクリート工場を調査して、レディーミクストコンクリートを発注する工場を選定し、工事監理者の承認を受ける。

〈中略〉

- d. 工場には（公社）日本コンクリート工学会が認定するコンクリート主任技士またはコンクリート

技士、あるいはコンクリート技術に関してこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者⁽¹⁾が常駐していることとする。

[注] (1) 技術士（コンクリートを専門とするもの）、1級および2級（仕上げを除く）建築施工管理技士、一級および二級建築士をいう。

〈以下、略〉

解説 d. について

レディーミクストコンクリートの品質は、工場の技術者の

技術水準に左右される。したがって、工場には本項や〔注〕で示された資格をもった技術者が常駐しており、調合設計・品質管理などを的確に実施している工場を選定する。なお、コンクリート主任技士およびコンクリート技士は、(公社)日本コンクリート工学会がレディーミクストコンクリートの製造およびコンクリートの現場施工に携わる技術者を対象として、コンクリートの知識と技術水準が優れている者に与えている資格である。技術士、1級および2級建築施工管理技士、ならびに1級および2級建築士は、いずれも国が定めた資格である。なお、技術士は、技術士法により表示義務として「建設部門」としか表示されないため、コンクリートを専門とすることを確認しておくことが重要である。

11 節 品質管理および検査

11.2 品質管理組織

- 施工者は、当該工事現場に鉄筋コンクリート工場の品質管理組織を設置する。
- 品質管理組織は、鉄筋コンクリート工事に關して十分な知識、技術および経験を有する品質管理責任者を置く。
- 試験および検査を第三者試験機関に依頼して行う場合は、依頼する第三者試験機関は特記による。特記がない場合は、施工者は適切な第三者試験機

関を定めて工事監理者の承認を受ける。

解 説 b. について

〈中略〉

なお、品質管理責任者は、その使命から見て、鉄筋コンクリート工事に關して十分な知識、技術および経験を有するものであることが必要である。

通常の工事では、1級および2級建築士、1級および2級建築施工管理技士、(公社)日本コンクリート工学会の認定によるコンクリート主任技士およびコンクリート技士のいずれかの有資格者であることが望ましい。難度の高い工事では、1級建築士、1級建築施工管理技士、技術士(コンクリートを専門とする者)またはコンクリート主任技士のいずれかの有資格者であることが望ましく、事前に品質管理責任者の経歴や資格などを届け出るとよい。

注) 上記のほか、「高流動コンクリート」の発注において、コンクリート技士、できればコンクリート主任技士の常駐する工場の選定、「高強度コンクリート」の製造工場および施工現場には、コンクリート主任技士またはコンクリート技士、あるいは高強度コンクリート技術に關してこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者が常駐していなければならない、としている。

1. 受験資格

2019年9月1日現在 表-1のいずれかに該当する人が試験を受けることができます。また、図-1に受験資格と提出書類の確認フローを示します。

表-1 受験に必要な資格等と証明書類

資 格			コンクリートの技術関係業務(注1)の必要実務経験年数		C証明書等	
			技士	主任技士		
A1 A2 A3 A4 A5 A6 A7	コンクリート診断士 一級建築士 技術士(建設部門) 技術士(農業部門-農業土木) (特別上級・上級・1級)土木技術者(土木学会) RCCM(鋼構造及びコンクリート)(建設コンサル タツツ協会) コンクリート構造診断士(プレストレストコンク リート工学会)	いずれかを 登録してい ること	実務経歴書の記 入および勤務先 の証明など不要	実務経歴書の記入お よび勤務先の証明な ど不要	登録証明書、監 理技術者資格者 証等のコピー	
A8	1級土木施工管理技士または、 1級建築施工管理技士	監理技術者 資格者証を 有すること				
B1	コンクリートの技術関係業務実務経験者(学歴・年齢は関係なし)		3年以上	7年以上、またはコン クリート技士合格後 2年以上(注2)	実務経歴書およ びその証明(受 験願書に記載)	
A1 A8 B1 の 資 格 が な い 場 合	B2	大学	コンクリート技術に關する科目を 履修した卒業生(注3)	2年以上*	4年以上*	実務経歴書およ びその証明(受 験願書に記載) 卒業証明書およ び履修(成績) 証明書
	B3	高等専門学校(専攻科)				
	B4 B5	短期大学 高等専門学校				
	B6	高等学校				

(注1) コンクリートの技術関係業務:レディーミクストコンクリート・コンクリート製品の製造、コンクリートの品質管理・施工管理、コンクリートの設計ならびにコンクリートの試験・研究等に関する業務をいう。

(在学中のアルバイトなどは実務経験年数に該当しません。)

(注2) コンクリート技士合格者:2016年度以前に「コンクリート技士」に合格し、その後2年以上の実務経験を有する人。

(注3) コンクリート技術に關する科目(コンクリート工学、土木材料学、建築材料学、セメント化学、無機材料工学、等)

※大学院でコンクリートに關する研究を行った期間を実務経験とする場合は、実務経歴書に研究テーマの記入と、大学院の修了証明書が必要で

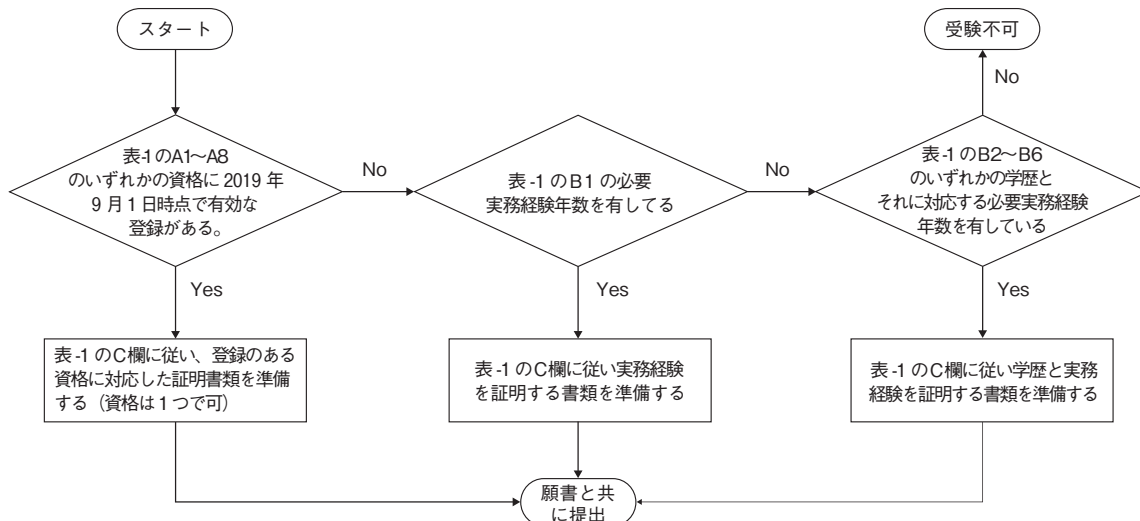


図-1 受験資格と提出書類

2. 試験の実施概要

(1) 試験日：2019年11月24日(日)

- 1) 技士試験 午後1時30分～午後4時
- 2) 主任技士試験 午後1時30分～午後5時

※公共交通機関停止、遅延であっても試験開始後30分を過ぎた場合は入室できず受験できません。

(2) 試験地

札幌、仙台、東京*、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄

(注) 各試験地の試験会場案内図は、受験票と一緒に11月初旬に郵送により受験者に通知します。

*東京試験地は技士・主任技士の試験会場が異なります。必ず試験会場案内図をご確認ください。

◎受験願書提出後の試験地の変更はできません。

(3) 試験方法

- 1) 技士試験 筆記試験(選択式および○×式)
- 2) 主任技士試験 筆記試験(選択式および記述式)

3. 受験願書の販売

(1) 受験願書代金：技士・主任技士ともに1部1,000円(消費税および送料込み)

※領収書同封

(2) 販売期間：2019年7月初旬～8月23日(金)

消印有効

※願書提出期間とは異なります。(下記4. 参照)

※期限を過ぎた消印は販売いたしません。(この場合の願書代金返金は手数料を差引きます)

(3) 購入方法

※本学会窓口での販売はありません。

簡易書留郵便による郵送での購入のみとなります。

① 末尾の受験願書請求書に必要事項を記入

② 郵便局備付けの払込取扱票用紙により必ず窓口にて下記の口座へ払込み(払込手数料は申込者にてご負担願います)

口座番号：00110-1-132626

加入者名：公益社団法人日本コンクリート工学会

③ 払込取扱票用紙の振替払込請求書兼受領証(原本)を受験願書請求書の所定欄に貼付け、必ず簡易書留郵便にて下記④の本学会へ送付してください。

④ 購入先

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7

相互半蔵門ビル12F

公益社団法人日本コンクリート工学会

コンクリート技士試験係

※簡易書留郵便が到着後、受験願書を発送いたします。郵便事情による延着の責は負いかねますので、余裕を持って購入してください。

※受験願書請求書の記載内容に不備があり受験願書を送れない場合は、手数料を差引き受験願書代金は返金いたします。

(注) 受験願書はお取替えできませんので、受験願書請求書の「技士」または「主任技士」の部数の記入は誤りのないようご注意ください。

4. 受験願書提出

詳細は受験願書に同封されている受験申込みの手引きを参照してください。

- (1) 提出期間：2019年8月1日(木)～9月2日(月)厳守
 ※本学会窓口での提出は受付ません。簡易書留郵便による提出のみとなります。(9月2日消印有効)
- (2) 提出先：前記3.(3)④と同じ。
 注1) 受験願書および提出書類はすべて揃え、不備のないよう提出してください。
 注2) 提出期限を過ぎた場合は、一切受けません。
 注3) 願書提出後の取り消し、試験地の変更、受験料の返金はいたしません。

5. 受験料と払込方法

- (1) 受験料
- 1) 技士試験 8,000円(別途消費税)
 - 2) 主任技士試験 10,000円(別途消費税)
- (2) 払込方法
 受験願書に同封されている本学会所定の払込取扱票(3連)を用いて払込みください。

6. 合否通知

- (1) 2020年1月中旬(予定)に合否とも直接本人に通知します。合格者には登録申込用紙を同封します。
 ※欠席者への通知はありません。
- (2) 合格者の受験番号と氏名を「コンクリート工学」(2月号)誌上に、受験番号を本学会ホームページ(URL: <http://www.jci-net.or.jp>)に掲載します。
 ※受験番号の確認、試験結果のお問い合わせには一切お答えいたしません。

2019年度コンクリート技士・主任技士の資格取得まで コンクリート技士試験・コンクリート主任技士試験



7. 選考の基準

技士試験および主任技士試験の具体的な内容と程度は、表-2の表のとおりです。
 ただし、試験日からさかのぼって1年以内に制定されたJISおよび改正された基準類(JIS、コンクリート標準示方書、JASS5等)中の変更事項については出題の対象としません。

表-2 選考の基準

項目	内容と程度	
	コンクリート技士	コンクリート主任技士
1. 土木学会コンクリート標準示方書(ただし、構造設計関連の内容は除く) 日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS5鉄筋コンクリート工事	内容を理解する能力。	内容を理解し応用する能力。
a. コンクリート用材料の品質、試験および管理	JISに規定されている試験についての実施能力と結果の判定能力。 通常使用される材料について試験し、その結果をコンクリートの配(調)合および製造管理に反映させる能力。 材料を適切に扱う能力。	技士の能力に加え、JISに規定されている試験方法以外の試験方法についても、これを実施し、結果を判定する能力。 新材料についても、その使用の可否を判断し、使用法や注意事項を立案する能力。
b. コンクリートの配(調)合設計	通常使用されるコンクリートについて、その使用材料に応じ、所要の性質を満たす配(調)合を定めることができる能力およびこれに必要なコンクリートの性質に関する基礎的知識。	技士の能力に加え、特殊なコンクリートについても適切な配(調)合を定めることができる能力。
c. コンクリートの試験	JISに規定されている試験についての実施能力と結果の判定能力。	技士の能力に加え、JISに規定されている試験方法以外の応用的試験を計画、実施し、試験結果からコンクリートの品質を総合的に判断する能力。
d. プラントの計画管理	基本的計画に基づいてプラントの性能仕様を立案する能力。 日常の管理検査をする能力。	技士の能力に加え、プラントを計画する能力。一般管理ならびに改善計画をする能力。
e. コンクリートの製造および品質管理	定められた示方配合(計画調合)に対する現場配合(現場調合)を定める能力。 コンクリートの性質の変化に応じ配(調)合を調整する能力。 製造に必要な機械の適切な使用、もしくは作業員にその指示をする能力。	技士の能力に加え、コンクリート品質の変動要因を総合的にとらえ、製造方法、品質管理基準を立案する能力。 異常事態に対して適切な処置を講じうる能力。

表-2 選考の基準（つづき）

項 目	内 容 と 程 度	
	コンクリート技士	コンクリート主任技士
	コンクリートの品質管理図を作成し、その結果をコンクリートの品質管理に反映させる能力。	
f. コンクリートの施工	施工計画に基づいて必要な施工準備を行い、施工作业を適切に指導し、機械器具を選定し、その適切な使用方法を指示する能力。 施工方法とコンクリートの性質との関係についての一連の知識。	技士の能力に加え、工事の諸条件や関連工事を総合的に検討して適切な工事計画を立案する能力。各種試験結果、施工中の状況および、出来上がったコンクリートを調査して、その品質を判定する能力。
g. コンクリートに関わる環境問題	コンクリートおよびコンクリート構造物に関わる環境問題についての基礎的な知識と理解力。	コンクリートおよびコンクリート構造物に関わる環境問題についての一般的な知識と理解力。
h. その他	コンクリートおよびコンクリート構造物に関する基礎的な知識と理解力。	コンクリートおよびコンクリート構造物に関する一般的な知識と理解力。
2. 関係法令（たとえば建築基準法施行令のうちコンクリートの品質ならびに施工に関する事項）およびコンクリート関係のJIS	内容についての基本的な知識。	内容および、解説のあるものについてはそれを含めての理解。
3. 小論文		与えられた課題について、実務経験を踏まえた内容の小論文を記述する能力。

コンクリート技士・コンクリート主任技士の登録および研修制度の内容

1. 試験合格者の登録

- (1) 試験合格者に対しては、「合格通知」と共に「登録申込書用紙」を送付します。登録申込者には、登録のうえ「登録証」を発行して、「技士」または「主任技士」の資格を付与します。

なお、技士試験合格者がその上位資格である主任技士試験に合格すると、主任技士試験合格者となり、技士試験合格者から削除されます。

- (2) 登録の申込みは、原則として試験に合格した年度に行ってください。登録受付期間は、1月中旬～2月上旬までです。ただし、合格年度の翌年度から3年以内は、前記受付期間に登録の申込みをすることができます。

なお、3年経過後に登録する場合は、2. (3) の再登録の場合に準じます。

- (3) 登録の有効期間は、試験に合格した年度の翌年度から4年間で、「登録証」には有効期限が記載されます。

2. 更新登録・再登録

(1) 更新登録

登録は4年ごとに所定の手続きにより更新することができます。更新登録の申込みは登録証の有効期間の最終年度、または、その前年度の5月に登録更新のための研修受講申込みと同時にを行います（該当者には通知します）。

(2) 更新登録の申込みをしなかった場合

更新登録の手続きをしなかった場合には、登録証に記載してある有効期間が満了すると同時に登録は失効し、「コンクリート技士」または「コンクリート主任技士」の資格を用いることはできません。

(3) 再登録

登録が失効した人は、「再登録」の申込みをすることができます。再登録を希望する人は、3月初旬までに再登録の申出をしてください。4月下旬に研修受講・更新登録申込用紙を送ります。

(4) 登録証の発行

「更新登録」または「再登録」の手続きをした人には、「登録証」を発行します。その有効期間は4年間です。

3. 登録料

登録に伴う費用として、5,400円（消費税8%込み）を負担していただきます。

4. 研修制度

更新登録または再登録をするためには、研修を受講することが必要です。研修は技術水準の維持・向上と技士・主任技士に相応しい最新の技術、知識を習得し、これをコンクリート工事等に反映する努力をしていただくことを目的として実施します。

- (1) 時期：毎年7月～9月、1日間

- (2) 場所：全国主要都市10数箇所

- (3) 実施：研修会の実施要領は、該当者に通知します（4月下旬）。

- (4) 受講料：8,640円（消費税8%込み）

5. 登録者証（携帯用カード）

登録証のほかに、登録者本人の写真を貼付した携帯用カード「コンクリート技士登録者証」、「コンクリート主任技士登録者証」を、希望者に有料（送料・消費税8%込み、1,550円）で発行します。

2019年度コンクリート技士試験・コンクリート主任技士試験

受験願書請求書

本年度の受験願書請求は8月23日(金)(消印有効)までです。締切日を過ぎた場合は、販売できませんのでご了承ください。(受験願書提出期間とは異なります。前記P.(5)4.参照)

振替払込請求書兼受領証(原本)貼付欄

代金を最寄りの郵便局の窓口より下記郵便口座へ送金した後、振替払込請求書兼受領証(原本)を貼付欄に貼り、下記受験願書請求書ラベルに郵送先など必要事項を記入のうえ、必ず簡易書留郵便にて郵送してください。

郵便振替口座番号：00110-1-132626

口座名義：公益社団法人日本コンクリート工学会

受験願書を下記のとおり請求します。

※技士と主任技士のお取替はできませんので間違えないよう注意してください。

② 下記を切り取って宛名ラベルとしますので正確に記入してください。

※発送控えとなりますので右と同一のものを記入してください						〒								
〒						所在地								
所在地														
(ビル・マンション名など)						(ビル・マンション名など)								
(送付先が勤務先の場合、会社名・部署名など)						(送付先が勤務先の場合、会社名・部署名など)								
氏名			様			氏名			様					
TEL														
FAX														
受験願書代：各1部1,000円(送料および消費税込み)						受験願書請求部数								
技士	※	部	主任技士	※	部	振込金額	金	円也	技士	※	部	主任技士	※	部

(電話番号は携帯電話など、日中必ず連絡のつく電話番号をご記入ください。)